

19 危険物・保安関係

ア 高圧ガス保安法関係

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
CO ₂ 冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和(経済産業省)	CO冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、CO冷媒の充填にかかる規制の緩和を検討し、結論を得る。	逐次実施			(経済産業省) 安全性を確認するためのデータが事業者から提出されていないため、検討を行っていない。

イ 労働安全衛生法関係

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
余寿命予測に基づく開放検査周期の設定(厚生労働省)	機器ごとの開放検査周期を最大4年と定めている現状を改め、余寿命予測に基づき開放検査周期を設定する等により、4年を超える連続運転を可能とする。	措置			(厚生労働省) 最大8年連続運転を可能とする旨の措置を講じた。(平成20年3月27日付け基発第0327003号厚生労働省労働基準局長通達)
防爆構造規格の国際規格との整合化(厚生労働省)	国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための所要の措置を講じる。	平成19年度中目途に措置			(厚生労働省) 電気機械器具防爆構造規格等を改正し、必要な措置を講じた。(平成20年厚生労働省告示第88号)
各種基準/規格のグローバルスタンダード化の推進(厚生労働省)	ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準に規定されている溶接施行法試験について、ボイラーへの適用を含めてJISを引用する方向で検討し、検討結果を踏まえて、引き続き措置する。	措置			(厚生労働省) ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準を改正し、必要な措置を講じた。(平成20年厚生労働省告示第53号)

ウ 消防法関係

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
危険物施設の保安検査(総務省)	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。	逐次措置			(総務省) 性能規定化の在り方等について、「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果に基づき、危険物施設の技術基準について、引き続き性能規定化が可能な事項については措置する予定。
余寿命予測に基づく開放検査周期の設定(総務省)	屋外タンクの開放検査周期について、事業者からのデータの提供を受け、更なる開放検査周期の延長を検討する。	平成19年度を目的に検討・結論、引き続き措置			(総務省) 屋外タンクの開放周期の延長の可否を検討するにあたり必要である屋外タンクの底部鋼板の板厚の予測方法等について「屋外タンク貯蔵所の余寿命予測に関する検討会」において検討を行ったところ、適正な予測方法を得ることができなかったことから、屋外タンクの開放検査周期の更なる延長は行わないとの結論及び要望団体の同意を得、措置をした。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
大容量泡放射システムの性能規定化 (総務省)	大容量泡放射システムの導入を促進するため、大容量泡放射システムに対応できる性能規定を策定する。	措置			(総務省) 大容量泡放水砲に用いられる消防用ホース等の検定対象機械器具等について、求められる性能等の基準を新たに定めるため、当該機械器具等の技術上の規格を定める省令を改正した。
安全弁の分解検査周期の見直し (総務省)	消防法及び高圧ガス保安法の両方が適用される安全弁の定期点検の方法については、消防庁において、実態を把握した上で、安全性の確保を前提に検討し、検討結果を踏まえて引き続き措置する。	検討・結論、引き続き措置			(総務省) 安全弁の定期点検周期及び点検方法のあり方について、「危険物施設の安全弁に係る点検周期等に関する作業部会」における検討結果に基づき、消防法及び高圧ガス保安法が適用される安全弁のうち、蒸気やガス等により圧力上昇のおそれがあり、かつ、直接危険物による圧力上昇のおそれのない安全弁については、高圧ガス保安法の保安検査周期及び点検方法に準ずることとして措置した。消防法及び高圧ガス保安法が適用されるその他の安全弁の定期点検周期及び点検方法のあり方については、引き続き技術的な検討を行い結論を得、措置する予定。
引火性液体を輸送する際の輸送基準の緩和 (総務省)	ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満の第四石油類をフレキシブルコンテナで輸送可能とする方向で検討し、平成19年度中できるだけ早期に結論・措置する。	措置			(総務省) 危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示の一部を改正する件(平成19年総務省告示第532号)(平成19年10月1日施行)により、フレキシブルコンテナで輸送可能な危険物について、第三石油類(引火点130度以上のものに限る。)及び第四石油類に拡大することとして措置した。

エ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
許認可事務手続きの簡素化・検査方法の合理化 (経済産業省、総務省)	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。	措置			(経済産業省、総務省) 事業者との意見交換を行ったが、現時点において具体的な検討事項がないとの結論を得た。
高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化 (総務省、経済産業省)	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。		逐次実施		(総務省、経済産業省) 事業者からの具体的な提案がなかったため、平成20年度以降も引き続き提案を受け付けることとする。